

税務課からのお知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方へ 所得の申告は済みましたか？

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方は、所得の有無に関わらず世帯全員の所得の申告が必要です。申告をしていないと、

▼保険税(料)の軽減が受けられない。

▼高額療養費などの算定時に、自己負担限度額分が高くなってしまいます。

▼入院時の食事代が減額されない。

▼などの不都合が生じる場合があります。

住民税の申告は、税務課・各総合支所・出張所でお早めに済ませますよう、お知らせします。

なお、収入が公的年金(国民年金等)または給与のみの方は、申告をしなくてもよい場合もありますので、ご不明な点等ありましたら、税務課までお問い合わせください。

■申告に必要なもの

(1)令和3年中の所得・控除額がわかるもの(源泉徴収票・生命保険の払込証明書等)

(2)本人確認書類

・1枚の提示でよいもの(顔写真付き) : 運転免許証等

・2枚以上の提示が必要なもの

: 被保険者証等

非自発的失業者の方は国民健康保険税が軽減されます

勤務先の倒産や解雇等により離職を余儀なくされた方は、失業(離職)から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。(軽減には申請が必要です)

■対象者(次の全てにあてはまる方)

(1)雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成29年3月31日以降であること

(2)離職日において、65歳未満であること

(3)雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が「11・12・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

■適用される期間

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。(※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、その時点までとなります)

■軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定します。(給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100/100として算定します。)

■申請に必要なもの

(1)雇用保険受給資格者証、(2)対象者の個人番号がわかるもの(マイナンバーカード等)、(3)窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証等)

■申請場所 税務課、各総合支所・出張所

軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の見直しについて

グリーン化特例(軽課)による軽自動車税(種別割)の軽減割合*

車両・用途	区分	軽減率
すべて	電気自動車、天然ガス自動車(一部を除く)	75%軽減
乗用・営業用	★★★★かつ2030年度基準90%達成	50%軽減
乗用・営業用	★★★★かつ2030年度基準70%達成	25%軽減
乗用・自家用	適応対象外(75%軽減対象車を除く)	
貨物用	適応対象外(75%軽減対象車を除く)	

*令和3年4月から令和5年3月までに購入した場合

軽自動車の燃費性能等に
応じて、購入した翌年度分の軽自動車税(種別割)が軽減される特例(グリーン化特例)の適応対象が見直されました。

問い合わせ 税務課 課税第1班 ☎0820(74)1008